

兵庫県公報

平成19年3月30日

第12号外

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

規 則

ページ

○児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（障害福祉課）…………… 1

訓 令

○職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令（職員課）…………… 2

○官報報告規程の一部を改正する訓令（文書課）…………… 2

公布された法令のあらまし

●児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（規則第41号）

児童福祉法の一部改正により、児童福祉施設のうち、障害児施設への入所等については、原則として知事の措置によらず、当該施設と利用者との契約によることとされたことに伴い、知事による児童福祉施設への入所等の措置に要する費用として徴収する費用（以下「徴収金」という。）の納入義務者が当該契約による障害児施設の利用に係る費用を負担している場合は、徴収金の額を軽減することとする等所要の整備を行うこととした。

規 則

児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第41号

児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和39年兵庫県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前条第3号又は第4号に係る措置を受けた者に係る納入義務者が当該措置を受けた者以外の者について法第24条の2第1項に規定する障害児施設給付費の支給を受けている場合における当該納入義務者からの徴収金の額は、当該障害児施設給付費に係る同項に規定する指定施設支援が前条第3号又は第4号に係る措置であるものとして同条第3号又は第4号及び第1項の定めるところにより算定した徴収金の額から、当該指定施設支援に要した費用の額の範囲内で別に定める額を控除した額とする。

別表第1注4中「結核予防法（昭和26年法律第96号）」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の児童福祉法による費用の徴収に関する規則第3条第4項の規定は、平成18年10月1日以降の措置に要する費用の徴収について適用し、同日前の措置に要する費用の徴収については、なお従前の例による。

訓 令

兵庫県訓令第 3 号

本 庁
地 方 機 関

職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服等貸与規程（昭和37年兵庫県訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

47 森林動物研究センターにおいて森林内に生息する野生動物の保護及び管理に係る調査研究等の業務に従事する者	野外及び実験室において森林内に生息する野生動物又は森林の保護及び管理に係る調査研究の業務に従事する者	夏用作業服 冬用作業服 白衣 ゴム長靴 雨衣 防寒衣	1年 1年 1年 1年 2年 3年
	野生動物による農林業被害等の防除に関する専門的事項についての調査研究、普及指導等の現場作業の業務に従事する者	夏用作業服 冬用作業服 ゴム長靴 雨衣 防寒衣	1年 1年 1年 2年 3年

附 則

この訓令は、平成19年 4月 1日から施行する。

兵庫県訓令第 4 号

本 庁
地 方 機 関

官報報告規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

官報報告規程の一部を改正する訓令

官報報告規程（昭和38年兵庫県訓令甲第 1号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「、課長及び室長」を「及び課長」に改め、「規定する課長」の右に「及び室長」を加える。

別表 1 の項中「又は様式第 2 号」を削り、同表 5 の項(1)中「出納長」を「会計管理者」に改め、同項(4)中「選挙管理委員会」を「公安委員会」に改め、同項(5)中「監査委員、人事委員会の委員、労働委員会の委員及び収用委員会の委員並びにこれらの事務局長」を「選挙管理委員会の委員」に改め、「様式第 8 号、」及び「若しくは様式第 10 号又は様式第 6 号」を削り、同項(6)中「公安委員会の委員」を「監査委員、人事委員会の委員、労働委員会の委員及び収用委員会の委員並びにこれらの事務局長」に、「又は様式第 10 号」を「若しくは様式第 10 号又は様式第 6 号」に改める。

様式第 2 号及び様式第 3 号を次のように改める。

様式第 2 号 削除

様式第 3 号 地方税（第 3 条関係）

(不服申立てがあった場合)

兵庫県

地方税

××税について、次のとおり不服申立てがあった。

- 一 不服申立人の住所及び氏名
- 二 不服申立てがあった日
- 三 不服申立ての目的となつた処分
- 四 不服申立ての概要
- 五 関係地方公共団体名
- 六 その他必要な事項

(不服申立てに対する決定又は裁決をした場合)

兵庫県

地方税

×月×日第×号紙に掲載された不服申立てについて、次のとおり決定(裁決)した。

- 一 不服申立人の住所及び氏名
- 二 不服申立てがあった日
- 三 不服申立ての目的となつた処分
- 四 関係地方公共団体名
- 五 決定(裁決)の日
- 六 決定(裁決)の内容
- 七 その他必要な事項

様式第6号中「庄参知」を「庄参知」に改め、同様式(注)を次のように改める。

- (注) 1 発令年月日順に記載することとし(同順に辞職が含まれる場合は、辞職を先行させる。)、同一月日の発令者が二人以上にあたる場合には、発令月日を(以上×月×日)と記載する(一人の場合は「以上」は記載しない。)こと。
- 2 職員がその意により退職した場合は、上段に「辞職」と記載し、異動事由が任期満了(定年退職・死亡退職)である場合は、上段に「任期満了(定年退職・死亡退職)」と記載すること。
- 3 旧職が別表5の項に掲げる職でない場合は、下段は職員等(旧職が一般企業等の場合は空欄とすること。)とし、()を付さずに記載すること。ただし、各省から採用され、その者が本省の課長相当職以上でない者については、××事務官又は××技官として()を付して記載すること。
- 4 同じ表現や役職が続く場合は、「同」を使用すること。
- 5 「〇〇事務取扱」等は、掲載しないこと。
- 6 役職が「〇〇兼××」等の場合は、〇〇部分だけを記載し、××部分は削ること。

様式第7号中「(欠員であつたところ)」を「(欠員であつたところ)」に改め、同様式(注)を次のように改める。

- (注) 1 (欠員であつたところ)については、前任者が辞職し、後任者が選挙されるまで二日以上期間があつた場合に記載すること。
- 2 異動日が同じ月であれば「×月×日辞職し、同月×日」と、同じ日であれば「×月×日辞職し、同日」と記載すること。

様式第8号中「議決委員会の委員」を「公安委員会、警察委員会」、「収用委員会」の委員及び「公営企業」及び「及び収用委員会」、「委員任命(選挙・補充)」を「委員(監査委員)任命(選任)」で、「罷免され」、「(欠員)」、「(欠員)」、「(選挙・補充)された」を「(選任)された」で、「××委員会委員 氏 名」を「××委員会委員(監査委員) 氏 名」に改め、同様式(注)を次のように改める。

- (注) 1 (欠員であつたところ)については、前任者が退職し、後任者が任命等されるまで二日以上期間があつた場合に、(選任)については、監査委員及び人事委員会委員の異動の場合に記載すること。
- 2 異動日が同じ月であれば「×月×日辞職し、同月×日」等と、同じ日であれば「×月×日辞職し、同日」等と記載すること。
- 3 二名の場合は「〇〇委員及び〇〇委員」と、三名以上の場合は「〇〇委員、〇〇委員及び〇〇委員」等と記載すること。

様式第9号中「監査委員」を「選挙管理委員会委員」と、「監査委員選任」を「選挙管理委員会委員選挙（補欠）」に、「罷免され」（「欠員であったところ」）を「罷免され」（「欠員であったところ」）に、「監査委員 氏 名」を「選挙管理委員会委員 氏 名」に改め、同様式（注）を次のように改める。

- （注）1 （「欠員であったところ」については、前任者が退職し、後任者が選挙又は補欠されるまで1日以上期間があった場合に記載すること。
- 2 異動日が同じ月であれば「×月×日退職し、同月×日」と、同じ日であれば「×月×日退職し、同日」と記載すること。
- 3 1名の場合は「〇〇委員及び〇〇委員」と、3名以上の場合は「〇〇委員、〇〇委員及び〇〇委員」と記載すること。
- 4 任期満了する前に選挙が行われた場合は、「×月×日任期満了となるため、×月×日次の者が選挙された。」と記載すること。

様式第10号中「教育委員会委員」の右に「、公安委員会委員」を加え、「、収用委員会委員及び公安委員会」を「及び収用委員会」に改め、同様式に（注）として次のように加える。

- （注）1名の場合は「〇〇委員及び〇〇委員」と、3名以上の場合は「〇〇委員、〇〇委員及び〇〇委員」と記載すること。

様式第11号中「（××の位置を次の位置に変更した）（××を廃止した）」を「（変更した）」に改め、同様式（注）中「とする」を「を記載する」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。